

事 務 連 絡
令和 4 年12月13日

各都道府県水道行政担当部（局） 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課

水道事業者への支援に関する「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援
地方交付金」（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金）
の活用について

令和 4 年 9 月 9 日の「第 4 回物価・賃金・生活総合対策本部」において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額・強化として、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」（以下「本交付金」という。）が創設されることがとされ、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の創設について」（令和 4 年 9 月 9 日付け内閣府地方創生推進室事務連絡）（別添）が発出されました。

同事務連絡において、本交付金は、コロナ禍においてエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施する取組に、より重点的・効果的に活用することとされているところです。

水道事業者等においては、導水・送水・配水施設におけるポンプの使用や、浄水処理等の過程において多くの電力を消費するため、電力価格高騰により事業経費が増大していると考えられ、地域の実情に応じて必要があると判断される場合には、水道事業者等に対する電力価格の高騰分などの支援のために本交付金を活用いただくことが可能となっていますので、関係部局と調整の上、本交付金の活用についてご検討いただきますようお願いいたします。

なお、関係部局と連携し、都道府県内の各市区町村に対してもこの旨周知いただきますようよろしくお願いいたします。

（問い合わせ先）
厚生労働省医薬・生活衛生局水道課（福島）
TEL：03-5253-1111（内線：4037）

事務連絡
令和4年9月9日

各都道府県

財政担当課

市町村担当課

地方創生担当課

御中

内閣府地方創生推進室

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における
「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の創設について

令和4年8月15日の第3回物価・賃金・生活総合対策本部において、総理から「地方創生臨時交付金を増額する（中略）物価高騰対応により重点的・効果的に活用される仕組みへと見直しを図りつつ、対策を一層強化してください」との指示があり、本日の第4回物価・賃金・生活総合対策本部において、追加策の一つとして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を創設することが示されたところです。

当該交付金は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施する取組に、より重点的・効果的に活用することとしており、推奨事業メニューを提示しております。

概要については別添のとおりであり、関連する改正版の制度要綱等の詳細については、近日中に別途通知します。

なお、都道府県におかれましては、貴管内市町村へもこの旨周知されますようよろしくお願いします。

<関係資料一覧>

別添 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の創設（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額・強化）

（照会先）

内閣府地方創生推進室

臨時交付金担当 畑・中井・仙田・寺田・窪田・中村・
反町・上坂

直通 03（5501）1752

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の創設

別添

(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額・強化)

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施する地方公共団体の取組に、より重点的・効果的に活用される仕組みへと見直しを図りつつ、対策を一層強化するため、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を創設する。

- 予算額: 6,000億円(コロナ・物価予備費 追加額4,000億円＋既定予算2,000億円)
- 交付対象: 都道府県及び市町村
- 対象事業: エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、支援を行う事業。
以下に効果的と考えられる推奨事業メニューを提示。(詳細は、2頁参照)

推奨事業メニュー	
(生活者支援)	(事業者支援)
①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援	⑤医療・介護・保育施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援
②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	⑥農林水産業における物価高騰対策支援
③消費下支え等を通じた生活者支援	⑦中小企業に対するエネルギー価格高騰対策支援
④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	⑧地域公共交通や地域観光業等に対する支援

※地方公共団体が、上記の推奨事業メニューよりも更に効果があるものについては、実施計画に記載して申請可能。

- 算定方法: 人口や物価上昇率等を基礎として算定

生活者支援

① エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援

住民税非課税世帯以外の世帯を含む低所得世帯を対象とした、電力・ガスを含むエネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担を軽減するための支援

※ 住民税非課税世帯には、「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」(仮称)として、1世帯当たり5万円をプッシュ型で給付。

② エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援

物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援

※ こども食堂に対する負担軽減のための支援やヤングケアラーに対する配食支援等も可能。

③ 消費下支え等を通じた生活者支援

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組などの支援

④ 省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援

家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援

事業者支援

⑤ 医療・介護・保育施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援

医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、公衆浴場等に対するエネルギー・食料品価格の高騰分などの支援

⑥ 農林水産業における物価高騰対策支援

農業者が構成員となる土地改良区における農業水利施設の電気料金高騰に対する支援や、高騰する化学肥料からの転換に向けて地域内資源を活用する独自の取組などの支援

⑦ 中小企業に対するエネルギー価格高騰対策支援

中小企業に対するエネルギー価格高騰の影響緩和や省エネ・賃上げ環境の整備などの支援

⑧ 地域公共交通や地域観光業等に対する支援

地域公共交通事業者や地域観光事業者等(飲食店を含む)に対するエネルギー価格高騰の影響緩和、省エネ対策、地域に不可欠な交通手段の確保、コロナ禍にあっての事業継続、地域特性を踏まえた生産性向上に向けた取組などの支援